

## 2011(平成 23)年度法学既修者入学試験問題出題趣旨

### 【憲法】

裁判所による出版物の事前差止めに関する問題です。「検閲の禁止」、「事前抑制の原則的禁止」との関係で合憲性を論じることを思いつくでしょう。北方ジャーナル事件最大判昭 61.6.11 民集 40 卷 4 号 872 頁の事案と判旨を理解していると、立論しやすくなります。

ただし、本問は名誉毀損の事例である北方ジャーナル事件とは異なり、プライバシー侵害が主張されている事例ですので、北方ジャーナル事件最高裁判決をそのまま引き写すわけにはいきません。名誉、プライバシー等の侵害に基づく小説の出版差止めについて争われた事例として「石に泳ぐ魚」事件最三判平 14.9.24 判例時報 1802 号 60 頁がありますが、この判決は高裁判決を追認しているだけであり、検閲や事前抑制も含めた憲法 21 条論を展開していません。プライバシーの権利とはどのようなものか、表現の自由との調整をどのように行うのかといった点とともに、本問事例に即して、自らの力で主張を展開することが期待されます。

なお、本問事例のモデルとなったのは、週刊文春事件（東京地決平 16.3.16，東京地決平 16.3.16 判例時報 1865 号 18 頁，東京高決平 16.3.31 判例時報 1865 号 12 頁）ですが、本問は、この事件における裁判所の決定内容を知っているか否かを問うものではありません。

以上